

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第7回）

日時 令和3年1月6日（水）

午後4時15分～午後5時

場所 大会議室

1 事務局からの報告事項

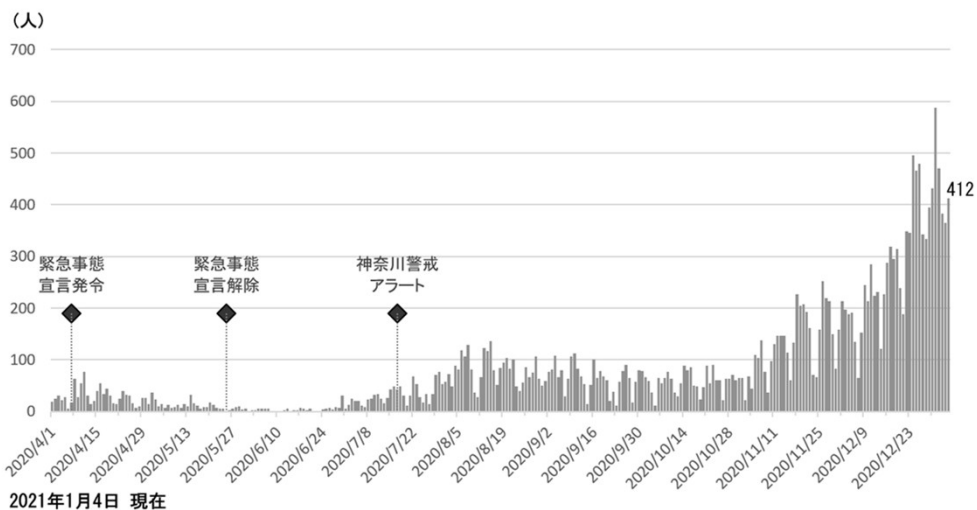
- (1) 緊急事態宣言に係る国と県の動向について

2 協議事項

- (1) 市主催イベント等の開催及び市有施設の使用の抑制について

3 その他

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



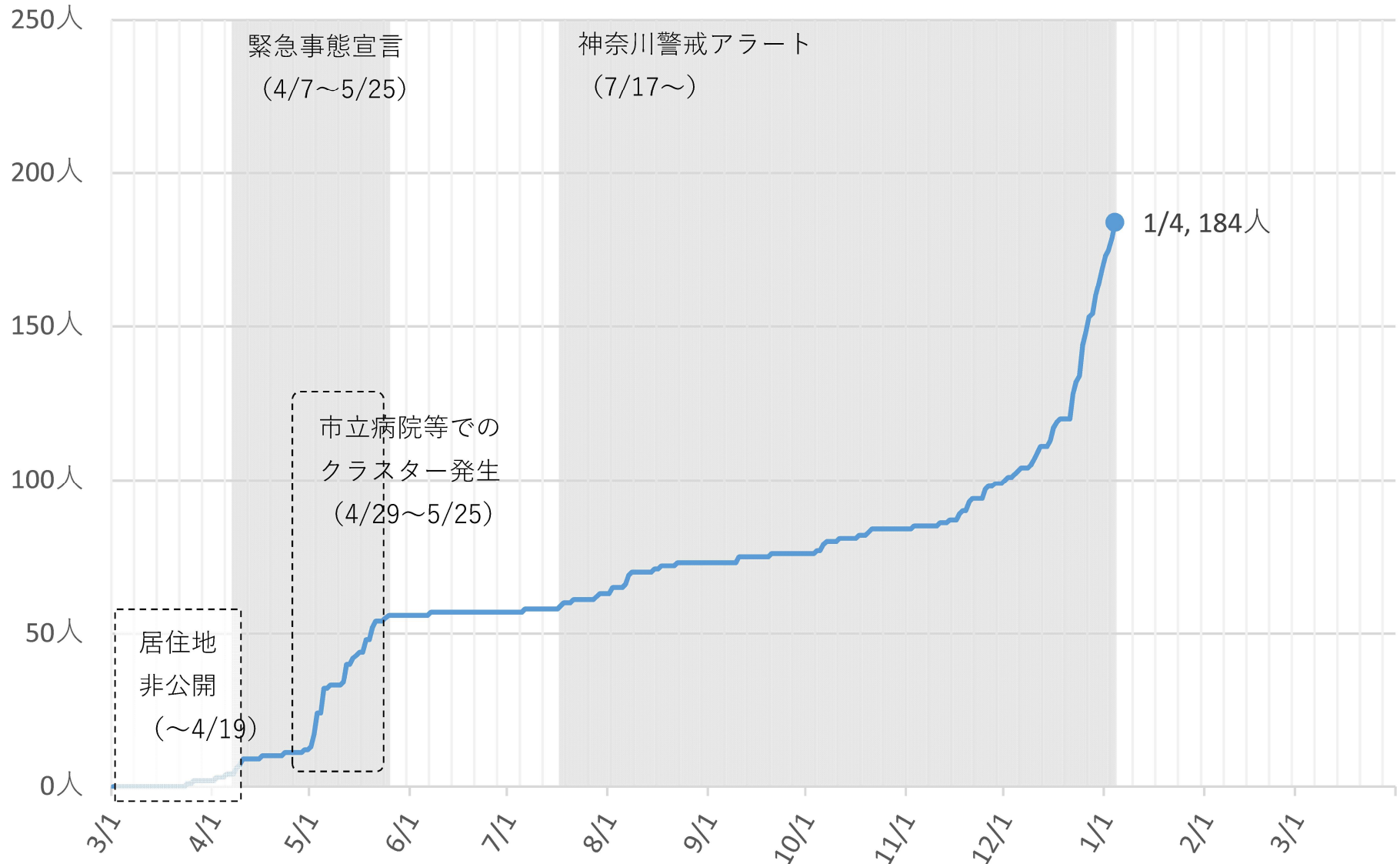
	日	月	火	水	木	金	土	
11月	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	77人	36人	98人	130人	147人	146人	147人	781人
	15	16	17	18	19	20	21	週合計
	114人	61人	133人	226人	205人	208人	192人	1139人
11月	22	23	24	25	26	27	28	週合計
	162人	70人	67人	159人	252人	219人	214人	1143人
	29	30	12/1	2	3	4	5	週合計
	149人	83人	158人	214人	197人	188人	191人	1180人
12月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	134人	65人	152人	245人	213人	285人	223人	1317人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	231人	121人	226人	287人	319人	295人	314人	1793人
12月	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	238人	188人	348人	346人	495人	466人	479人	2560人
	27	28	29	30	31	1/1	2	週合計
	343人	334人	394人	432人	588人	470人	382人	2943人
1月	3	4	5	6	7	8	9	
	365人	412人	622人					

モニタリング指標と本県の実況について

	医療提供体制等の負荷		③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	クラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合						②療養者数	⑦クラスター発生状況
	病床全体	うち重症者用病床						
本県の状況 (時点)	34.71% 673床	39.50% 79床	20.31%	人口10万人当たり 33.01人 新規報告数 3043人	多い (12/29 ~ 1/4 3043人) (12/22 ~ 12/28 2811人)	61.65%	(医療機関) 15施設、計357人 (福祉介護) 34施設、計585人 (学校大学) 13施設、計230人 (幼保児童) 6施設、計48人 (その他) 19施設、計193人	
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%	10%	人口10万人当たり 15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	
本県における基準	388床 1939床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	40床 200床 × 0.2	10%	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%	10%	人口10万人当たり 25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	
本県における基準	970床 1939床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確保病床数	100床 200床 × 0.5	10%	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	

参考:病床利用率(即応病床中)
病床全体: 80.31%
うち重症: 89.77%

小田原市内感染者数の累計



新型コロナウイルス感染症対策「一都三県 緊急事態行動」について

<p>基本的考え方</p>	<p>現下の厳しい感染状況を踏まえ、緊急事態宣言の発令が見込まれる中、先んじて、東京・首都圏における人流を抑え、人と人との接触の機会を減少させるため、一都三県で連携して人流抑制のための各種の対策を行う。</p>	
<p>区 分</p>	<p>対策の内容</p>	
<p>住民への要請</p>	<p>◆外出等の徹底した自粛要請 20時以降の不要不急の外出自粛（1月8日（金）～ 1月31日（日））</p>	
<p>事業者への要請</p>	<p>営業時間の短縮要請</p>	<p>◆飲食店に営業時間の短縮を要請 ・営業時間：20時まで（酒類提供は19時まで） ・期間及び要請対象： 1月8日（金）～ 1月11日（月） 酒類を提供する飲食店等 1月12日（火）～ 1月31日（日） 飲食店全般</p>
	<p>イルミネーション</p>	<p>◆全てのイルミネーションの早めの消灯を要請</p>
	<p>事業者</p>	<p>◆テレワークの徹底：感染状況に応じて都県ごとに目標を設定 ◆在宅勤務・時差出勤の徹底 ◆職場・寮における感染防止策の徹底 ◆従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛の呼びかけを要請</p>

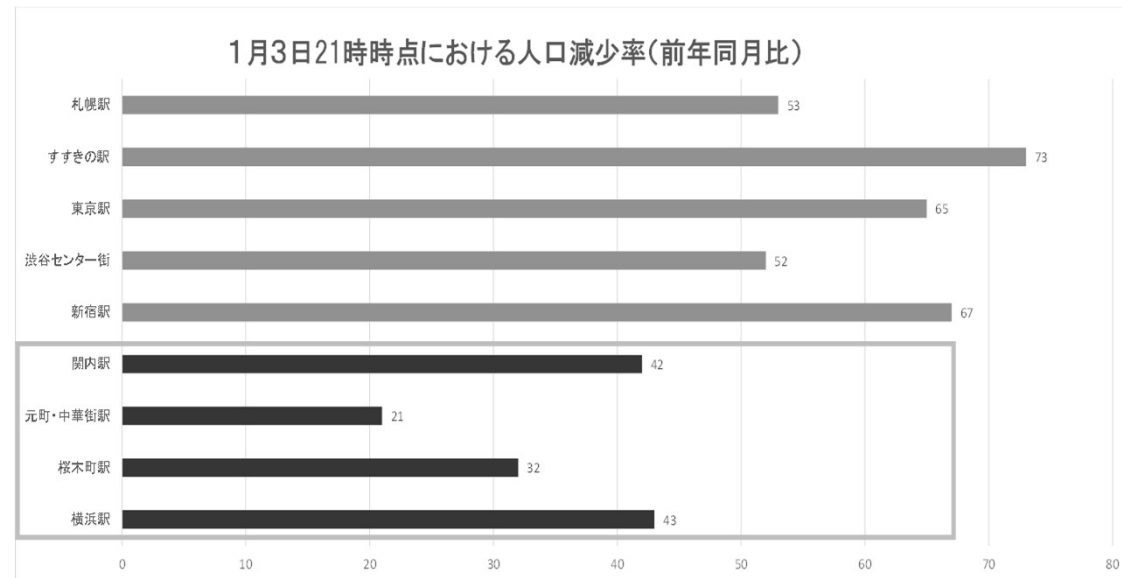
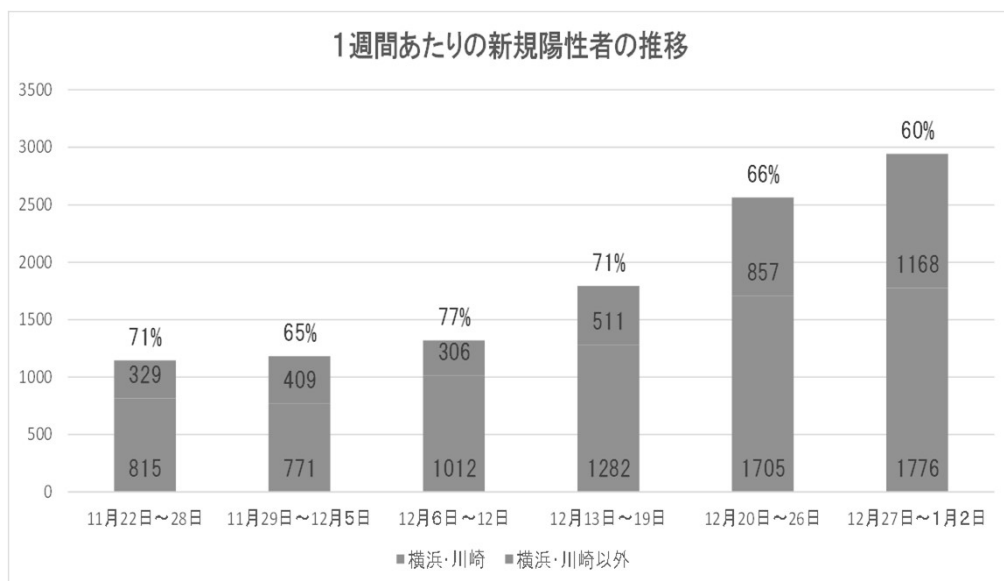
※ 緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、変更があり得る。

1 都3県・国との合意事項 を踏まえた対応

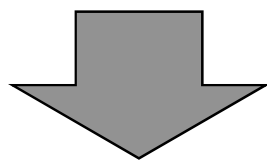
神奈川県 暮らし安全防災局

1 時短営業の要請期間延長後の状況

- 時短営業の要請を行った12月3日以降も感染者は急増を続けている。
 - ・ 新規感染者は、時短要請後も減少に転じていない(横浜市、川崎市域以外のウェイトが増加)
 - ・ 人出の減少率は依然として他県よりも小さい
- 時短営業に協力している店は徐々に増えている印象だが、全体として協力店は半数に満たない印象

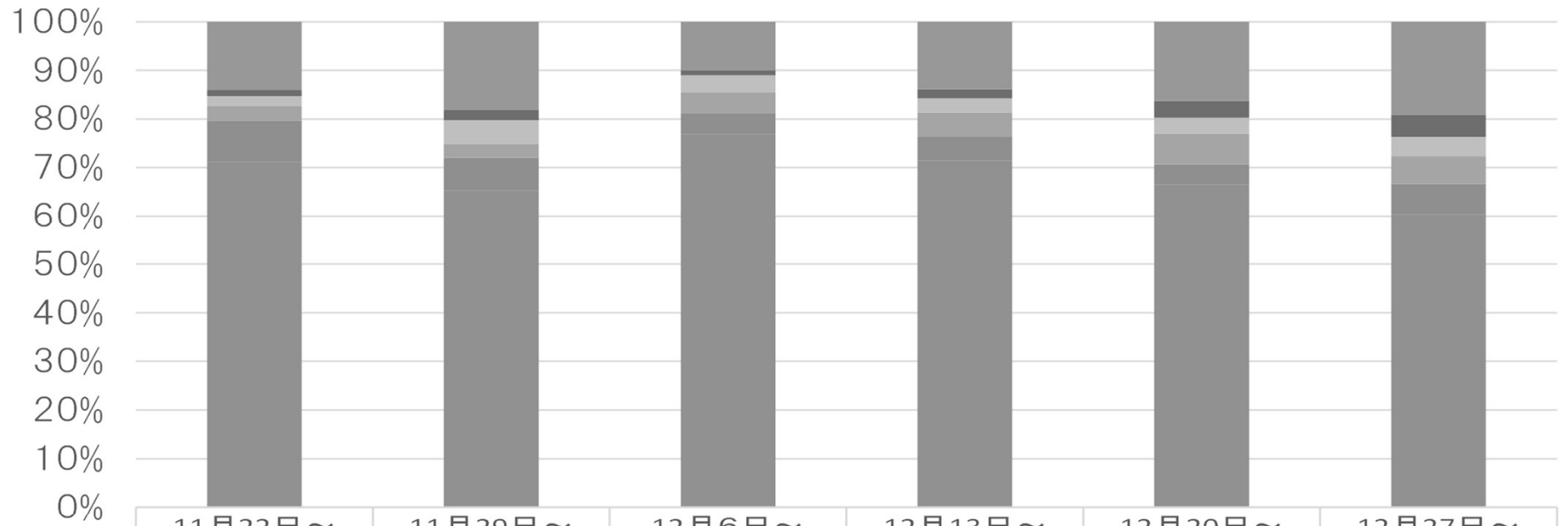


(出典: 内閣官房HP(株式会社Agoopデータ))



人の移動の抑制によるさらなる感染拡大防止対策の強化が必要

1週間あたりの新規陽性者の推移



	11月22日～	11月29日～	12月6日～	12月13日～	12月20日～	12月27日～
■ その他県域	160	213	132	248	416	563
■ 茅ヶ崎保健所管内	15	26	13	34	89	134
■ 藤沢	24	57	46	53	85	118
■ 横須賀	33	34	56	87	160	167
■ 相模原	97	79	59	89	107	186
■ 横浜川崎	815	771	1012	1282	1705	1776

⇒ 横浜川崎両市で、県全体の60%後半～70%後半を占める割合で推移し、時短要請以降は割合は低下傾向である。12月以降、相模原市、横須賀市、県域保健所管内の増加傾向が顕著である。

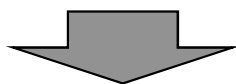
国と一都三県の合意事項(国からの要請事項)

1. 専門家が「急所」としている飲食店については、4月～5月の緊急事態宣言時と同等の対応を取ることとし、飲食店(カラオケ・バー含む)の短営業を20時まで(酒類提供は19時まで)とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請。
2. 企業におけるテレワークの徹底
3. 職場、学校での感染防止策の徹底
4. イベントの開催要件の厳格化

1 時短要請の20時までの前倒し

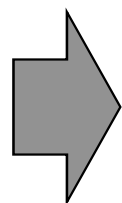
(現状)

- 12月18日～1月11日
- 横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店、カラオケ店に対する22時までの時短要請
- 協力金4万円



(現状に加え)

- 8日以降、20時まで(酒類の提供は19時まで)の時短に応じた店舗に対して、協力金1万円を上乗せ



(1月12日以降の対応)

- 1月12日～1月末
- 20時までの時短要請(酒類の提供は19時まで)
- 対象: 全県の全ての飲食店、カラオケ店
- 協力金: 5万円

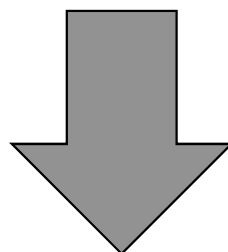
1-②県民への外出自粛

(12月24日～)

- 可能な限り外出自粛

(12月31日～)

- 徹底した外出自粛



(8日から1月末まで)

- 徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)
- 特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛

2 企業におけるテレワークの徹底

(現状)

- テレワーク、時差出勤の徹底



(8日から1月末まで)

事業者

- 5割の実施目標、業務特性に応じたテレワークの徹底
- 時差出勤、週休の分散、年休取得促進
- 終電時刻の前倒しの要請検討

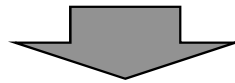
県民

- 仕事はなるべく自宅で

3 職場、学校での感染防止対策の徹底

(現状)

- テレワーク・時差出勤、時差通学等



(8日から1月末まで)

- 職場
 - 感染防止対策の更なる徹底
 - 昼食時間の分散化
- 大学、私立学校等
 - 集団行動(寮生活、クラブ・部活動など)における感染防止対策の徹底
 - オンライン授業の併用、時差登校等の実施
 - 学生等への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛等の呼びかけ

4 イベントの開催要件の厳格化

(現状)

- 収用人数10,000人超 → 収容人数の50%
- 収容人数10,000人以下 → 5,000人



(8日から1月末まで)

- 人数上限5,000人(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)
- スポーツやライブ等のイベント前後の会食禁止等の呼びかけ

(成人式は)

- 市町村が実施の判断
- 実施する場合は、式典時の対策に加え、式典前後における感染防止対策、会食の自粛を徹底

事業者の皆さんへ

1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、

22時までの時短営業 協力金4万円 (/日)

20時までに時短営業 (酒類の提供は19時まで) する場合は、

協力金1万円 (/日) を追加

(令和3年1月12日から1月末まで)

全県の全ての飲食店・カラオケ店は、20時までの時短営業

(酒類の提供は19時まで) 協力金5万円 (/日)

2 企業におけるテレワーク等の徹底 (令和3年1月8日から1月末まで)

5割の目標設定

時差出勤、週休の分散化、年休取得の促進

3 イベント (令和3年1月8日から1月末まで)

5,000人以下で実施 (新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)

県民の皆さんへ

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・ 徹底した外出自粛（生活に必要な場合を除く。）
特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛
- ・ 仕事はなるべく自宅で

その他

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・ 職場における昼食時間の分散
- ・ 大学や私立学校等の寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- ・ オンライン授業の併用、時差登校等の実施
- ・ 学生等への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛等の呼びかけ

令和3年1月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事メッセージ

本県における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、医療現場では厳しい状況が続いています。

今後、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、先んじて人の流れを抑え、人と人との接触機会を減少させるため、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

〔事業者の皆さんへ〕

- 1月11日までの間、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、22時までの時短営業を要請しています。これに加えて、1月8日から、20時まで時短営業を前倒しし、酒類の提供を19時までとしていただいた場合には、協力金を増額します。
- 1月12日から1月31日までの間は、県内の全ての飲食店・カラオケ店に対して、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただくようお願いします。
- また、これまでお願いしてきたテレワークについては、5割の目標を設定していただき、時差出勤、週休の分散化、年休取得なども含め、通勤時の密を避ける工夫をお願いします。
- イベントについては、5,000人以下で実施することとし、1月8日以降の新規販売分に適用します。

〔県民の皆さんへ〕

- 生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛をお願いします。特に、20時以降の飲食を伴う外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、仕事は自宅でできるものは自宅をお願いします。

そのほか、

- 職場においては、昼食時間の分散をお願いします。
- 学校の寮生活、クラブ・部活動などの集団行動においては、感染防止対策を徹底してください。さらに、オンライン授業の併用、時差登校等を実施してください。

緊急事態宣言の発令が見込まれる中、この危機的な状況を県民の皆さん一人ひとりが共有し、新型コロナに打ち勝つため、県民総ぐるみの取組をお願いします。

令和3年1月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 9月19日午前0時をもって、別紙「3 緊急事態宣言解除後のイベント開催について」のとおり、自粛の要請を解除する。なお、イベント開催の制限緩和にかかる具体的な条件については、9月11日付け及び11月12日付け国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。
- 県は(別紙)「2 神奈川警戒アラート指標」に示す基準に達した場合、神奈川警戒アラートを発出する。

- 神奈川県警戒アラートを発出した場合は、県民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事業者には感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・ 医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・ 民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・ スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・ 高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・ 軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケア

などの支援に取り組む。

- 医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて

発出する通知等を参考に適切に対応する。

(別紙)

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388 床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上 (1,383 人)	10%	15 人/10 万人/週 以上 (1,383 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970 床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上 (2,304 人)	10%	25 人/10 万人/週 以上 (2,304 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和 2 年 8 月 7 日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて 33 人 (人口 10 万人当たり感染者数 2.5 人(週)に相当する 230 人の 1 週平均数) 以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発出する。

3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率		人数上限
5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～（※1）	イベント の種類	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要) (※4)
		100%以内 (席がない場合 は適切な間隔)	50%（※2） 以内 (席がない場合 は十分な間隔)	

※1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

※4 令和3年1月8日から1月31日までの間に限っては、屋内屋外のイベントともに、収容人数10,000人超の場合であっても、人数上限を5,000人とする。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（* 入所施設を除く）

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元コードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する。

なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県立学校における今後の教育活動について」

5 年末年始の休暇取得の促進等

別添資料3「職員の年末年始の休暇取得の促進等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県立学校における今後の教育活動について

(令和2年11月20日現在)

<県立高等学校・中等教育学校における令和3年1月1日以降の教育活動について>

- 8月26日付け「県立高等学校等の8月31日以降の授業等の教育活動について(通知)」において、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続することとし、
 - ・ 校長が地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定
 - ・ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施としており、この措置は、当面(概ね年内)継続するとしていた。

- 現時点での県内の感染状況を踏まえ、県立高校等については、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要があることから、令和3年1月1日以降も引き続き、これまでの措置を当面(概ね年度内)継続する。

<県立特別支援学校における令和3年1月1日以降の教育活動について>

- 8月26日付け「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について(通知)」において、「県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮」し、「当面(概ね年内)当初のガイドラインで示した「通常登校」には移行せず、「時差通学・短縮授業」を継続する」とし、
 - ・ 登校時刻については、校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、検討・設定
 - (参考) 登校時刻：「通常登校」時は、概ね午前8時30分から午前9時
 - 現在の時差登校は、概ね午前8時50分から午前10時
 - ・ 下校時刻については、校長が、学びの保障(学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等)や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続(*)等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定
 - (参考) 下校時刻：「通常登校」時は、概ね午後3時から午後3時30分
- * 学校は、児童・生徒等の放課後の居場所となっている「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を実施としていた。

別添資料 2

- 現時点での県内の感染状況を踏まえ、県立特別支援学校についても、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要があることから、令和3年1月1日以降も引き続き、「時差通学・短縮授業」を当面（概ね年度内）継続する。

以上について、本日付けで各県立学校長へ通知する予定。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合がある。

人第2218号

令和2年11月6日

各所属長 殿

人事課長

職員の年末年始の休暇取得の促進等について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、別添「地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について」（令和2年10月30日付け総行公第155号）のとおり依頼がありましたので、次の点に留意のうえ対応いただくよう通知します。

- 1 年末年始における人の流れを分散し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、働き方改革を推進する観点から、年末年始の休日（令和2年12月29日から令和3年1月3日）に加えて、その前後でまとまった休暇の取得を促進すること。
また、積極的に在宅勤務及び拡大時差出勤等を活用するなど、オフピーク通勤を推進すること。
- 2 これらの期間における業務の見直しや運営上の工夫を図り、職員が休暇の取得や在宅勤務等がしやすい環境を整備すること。

問合せ先
人事グループ 本島、稲田
内線 2169

総行公第 155 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県総務部長
（人事・労務担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事・労務担当課扱い）
各人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）

標記については、10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、「年末年始に関する分科会から政府への提言」等が行われたことを受け、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省等に対し、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組むよう協力依頼がなされたところです（別添1参照）。

これを受け、本日、内閣官房内閣人事局から各府省宛に「職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）」が発出されました（別添2参照）。

つきましては、今般の提言の趣旨を踏まえ、また、国家公務員における取組を参考に、各地方公共団体においても、職員に対し年末年始の休日に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくとともに、これらの期間における業務（各種行事を含む。）について、見直しや運営上の工夫を行っていただき、職員の休暇取得に格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544